1. 労働者派遣の流れ【労使協定方式】（早わかり表）

派遣元事業主

派遣先事業所

① 労使協定【P. 5】
1）通知された最新の統計を確認
2）過半数代表者の選出
（過半数労働組合がない場合）
3）労使協定の締結
（法第 30 条の４第１項）
4）労働者に対する周知
（法第 30 条の４第２項）

② 待遇情報の提供【P. 5、P. 57】
（法第 26 条第７項、第 10 項）

◎情報提供の内容
教育訓練、福利厚生施設
（書面の交付等により提供する必要があります。）

② 抵触する日の通知書
【P. 58】

※派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合、労働者派遣契約の締結を行う前に、あらかじめ、派遣元事業主へ「受入期間の制限に抵触することとなる最初の日」【抵触日】を書面の交付等により通知しなければなりません。（法第 26 条第４項）

労働者派遣契約の締結時に、次の各号のいずれかに限定して契約を締結する場合は、「①抵触する日の通知書」は不要です。

法第 40 条の２第１項各号

第１号　無期雇用派遣労働者
第２号　60 歳以上の者
第３号　有期プロジェクト業務、日数限定業務
第４号　育児休業等の代替要員としての業務
第５号　介護休業等の代替要員としての業務

※比較対象労働者の待遇情報の提供及び抵触する日の通知がない場合は労働者派遣契約を締結することはできません。
（法第 26 条第５項・第９項）

派遣労働者

③ 派遣料金の配慮
（法第 26 条第 11 項）

◎派遣労働者は、最低賃金法第 13 条の適用を受けるため、派遣労働者として所属する地域にも留意する必要があります。

⑤ 派遣労働者に対する明示
1）雇入れ時
・待遇情報の明示・説明【P. 45】
（法第 31 条の２第２項）
・派遣料金額の明示【P. 35】
（法第 34 条の２）

2）労働者派遣時
・待遇情報の明示・説明【P. 45】
（法第 31 条の２第３項）
・就業条件等の明示【P. 33】
（法第 34 条第１項）
・派遣料金額の明示【P. 35】
（法第 34 条の２）

④ 労働者派遣契約の締結【P. 28】
（法第 26 条第１項等）

◎ 派遣元事業主は、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名・各種保険加入状況等を派遣先へ通知しなければなりません。
また、派遣労働者が雇用保険・社会保険を加入していることがわかる資料を派遣先へ提示する必要があります。

⑥ 派遣先への通知【P. 38】
（法第 35 条）

⑦ 派遣元管理台帳【P. 40】
※派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに必要な事項を記載し、３年間保存しなければなりません。
（法第 37 条）

⑦ 派遣先管理台帳【P. 63】
※派遣先は、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに必要な事項を記載し、３年間保存しなければなりません。（法第 42 条）

⑧ 派遣元事業主への通知
（法第 42 条第３項）

◎派遣先は、派遣労働者ごとに通知すべき事項について、１か月ごとに１回以上、一定の期日を定めて派遣元事業主に通知しなければなりません。

派遣終了